岩瀬郡鏡石町

令和５年度　水質検査計画

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために水質検査項目等を定めたものです。

鏡石浄水場　令和４年９月30日完成

目　次

１　水質検査の基本方針

２　水道事業の概要

３　水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

４　水質検査計画

（1）検査回数及び検査頻度

（2）採水地点

（3）臨時の水質検査

（4）水質検査方法

（5）水質検査を委託する当該内容

５　水質検査計画及び結果の公表

６　関係者との連携

1　水質検査の基本方針

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。鏡石町上下水道課では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質管理の項目に留意し、安全でおいしい水を供給することを目的として水質検査計画を策定しました。

① 検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場の入り口（原水）とします。

② 検査項目は、水道法で検査が義務付けされている水質検査基準項目、過去の検査結果及び水源の汚染の状況等を考慮し検査頻度の減または省略可能項目についての検討を行い効果的な水質検査を行います。ただし、水道水の安全性を確認するため1年に1回は全項目検査を行います。

③ 原水の検査として、消毒副生成物を除いた39項目を年1回行います。さらに、原水中におけるクリプトスポリジウム（原虫）の指標となる指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検査を年4回行います。

2　水源事業の概要

①浄水施設の概要

施設名	鏡石浄水場系	桜岡浄水場系	成田浄水場系
原　　水	地下水（深井戸　8本）	地下水（深井戸　4本）	地下水（深井戸　1本）
浄水施設	除鉄・マンガン濾過機 薬品注入装置	除鉄・マンガン濾過機 薬品注入装置	薬品注入装置
使用薬品	PAC・次亜塩素酸ナトリウム	PAC・次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

②給水状況(令和3年度末)

	鏡石浄水場系	桜岡浄水場系	成田浄水場系
給水人口	12，018人		
給水量（㎥／日）	3，405㎥／日		

3　水源の状況ならびに原水及び浄水の水質状況

原水から給水栓までの汚染要因

<table>
<tr><th>施設系統名</th><th>鏡石浄水場系</th><th>桜岡浄水場系</th><th>成田浄水場系</th></tr>
<tr><td>原水の汚染要因</td><td colspan="3">各浄水場周辺には工場や汚染物質等を排出する施設はほとんどなく、田畑が多く存在している。また、各原水とも深井戸であるため農薬（肥料）等の影響も少ないと考えられます。</td></tr>
<tr><td>＜原水＞
水質管理上の
優先項目</td><td>鉄
マンガン
ヒ素</td><td>鉄
マンガン
ヒ素
鉛</td><td>マンガン
フッ素</td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬品、資機材の使用状況</td><td>除鉄・除マンガンのために使用しているPAC</td><td>除鉄・除マンガンのために使用しているPAC</td><td rowspan="2">滅菌処理剤としての次亜塩素</td></tr>
<tr><td>滅菌処理剤としての次亜塩素</td><td>滅菌処理剤としての次亜塩素</td></tr>
<tr><td>過去の水質検査結果の状況</td><td>新規水源のため、過去の結果は一回ですが、良好です。</td><td>過去の結果より、鉄、マンガン類が多く検出しています。</td><td>過去の結果より、蒸発残留物が多く検出しています。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浄水過程における汚染要因</td><td>PAC使用によるアルミニウム</td><td>PAC使用によるアルミニウム</td><td rowspan="2">次亜塩素使用による消毒副生成物</td></tr>
<tr><td>次亜塩素使用による消毒副生成物</td><td>次亜塩素使用による消毒副生成物</td></tr>
<tr><td>＜浄水＞
水質管理上の
優先項目</td><td>消毒副生成物、蒸発残留物</td><td>消毒副生成物、鉄アルミニウム、マンガン、蒸発残留物、フッ素</td><td>消毒副生成物、カルシウム・マグネシウム等、蒸発残留物</td></tr>
</table>

4　水質検査計画

(1)検査回数及び検査頻度

＜法令で定める水質検査＞

毎日検査

1日2回、町内3ヶ所の代表する給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査

鏡石浄水系統

1ヶ月に1回、代表する給水栓において、水質基準9項目（省略不可能項目）について水質検査を行います。

桜岡浄水系統

1ヶ月に1回、代表する給水栓において、水質基準9項目（省略不可能項目）、除鉄・徐マンガンが効果的に行われているか確認するために鉄・マンガンを加えた検査を行います。また、浄水過程において薬品を使用しているため、アルミニウムについても監視項目として検査を行います。

成田浄水系統

1ヶ月に1回、代表する給水栓において、水質基準9項目（省略不可能項目）について水質検査を行います。

水質基準項目

鏡石浄水系統

新規水源のため検査省略が出来ないため、3ヶ月に1回、町内を代表する給水栓において水質基準51項目の水質検査を行ないます。

桜岡浄水系統

3ヶ月に1回、町内を代表する給水栓において、水質基準23項目（省略不可能項目）の水質検査を行ないます。除鉄・除マンガンが効果的に行われているか確認するために、鉄・マンガンを追加、また、推移動向把握のため、アルミニウム・フッ素・蒸発残留物についても基本検査回数にて検査を行います。年1回は水質基準全項目の検査を行い、安全性を確認します。

成田浄水系統

3ヶ月に1回、町内を代表する給水栓において、水質基準23項目（省略不可能項目）の水質検査を行ないます。推移動向の把握のため、カルシウム・マグネシウム（硬度）・蒸発残留物についても基本検査回数にて検査を行います。年1回は水質基準全項目の検査を行い、安全性を確認します。

原水の検査

3ヶ月に1回各水源において、クリプトスポリジウムの指標となる指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌）の検査を行います。さらに、最も水質が悪化する時期を考慮し、8月に消毒副生成物と味を除いた39項目の検査も行います。

＜独自に行う水質検査＞

クリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）等対策指針項目

厚生労働省健康局水道課長通知「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日建水発第 0330005 号）の規定に基づき、耐塩素性微生物等による汚染のおそれの判断をし、水道水原の検査を行うこと。

クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断基準

レベル 1	地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	汚染の可能性が低い 汚染の可能性が高い
レベル 2	地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設	
レベル 3	地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	
レベル 4	地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設	

上記を踏まえ、鏡石町各水源のリスクレベルの判断と検査項目及び頻度を検証しました。各水源のリスクレベルは1ですが、より安全を考慮し、リスクレベル2の対応をします。

水源の系統種別	リスクレベル	検査頻度
鏡石浄水場系	レベル　1	3ヶ月に1回指標菌検査
桜岡浄水場系	レベル　1	3ヶ月に1回指標菌検査
成田浄水場系	レベル　1	3ヶ月に1回指標菌検査

（２）採水地点

① 浄水・・・各配水池の系統別に水質検査（採水）を実施する末端の給水栓

・鏡石浄水場系

検査項目	検査頻度	採水地点	委託先
色・濁り・残留塩素	毎日	末端給水栓 個人宅	末端の世帯
水質基準9項目	月1回		新環境分析センター
水質基準51項目	年3回		

・桜岡浄水場系

検査項目	検査頻度	採水地点	委託先
色・濁り・残留塩素	毎日	末端給水栓 個人宅	末端の世帯
水質基準11項目	月1回		新環境分析センター
水質基準28項目	年3回		
水質基準51項目	年1回		

・成田浄水場系

検査項目	検査頻度	採水地点	委託先
色・濁り・残留塩素	毎日	末端給水栓 個人宅	末端の世帯
水質基準9項目	月1回		新環境分析センター
水質基準25項目	年3回		
水質基準51項目	年1回		

②原水・・・水源水質を確認するため、各水源地において検査します。

検査項目	検査頻度	検査地点
水質基準 39 項目	年1回	各浄水場入り口
指標菌	年4回	各浄水場入り口

(3)臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

① 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
② 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
③ その他必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(4)水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)によって行います。なお、その他項目の検査方法については、上水道試験方法(日本水道協会)等によって行います。

No.	水質検査項目	検査方法	検査着手時間
1	一般細菌	標準寒天培地法	12 時間以内
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	12 時間以内
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
4	水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法	2 週間以内
5	セレン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
6	鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
8	六価クロム化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン類)	24 時間以内
10	シアン化合イオン及び塩化シアン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-ﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	24 時間以内
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(陰ｲｵﾝ類)	24 時間以内
12	フッ素及びその化合物	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(陰ｲｵﾝ類)	24 時間以内
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	24 時間以内
14	四塩化炭素	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
15	1,4-ジオキサン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	24 時間以内
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
17	ジクロロエタン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
18	テトラクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
19	トリクロロエチレン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
20	ベンゼン	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
21	塩素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(陰ｲｵﾝ類)	24 時間以内
22	クロロ酢酸	液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	72 時間以内
23	クロロホルム	ﾊﾟｰｼﾞ･ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ-質量分析法	24 時間以内
24	ジクロロ酢酸	液体クロマトグラフ-質量分析法	72 時間以内

25	ジブロモクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内
26	臭素酸	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法	2 週間以内
27	総トリハロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	計算による
28	トリクロロ酢酸	液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ質量分析法	72 時間以内
29	ブロモジクロロメタン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内
30	ブロモホルム	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	24 時間以内
31	ホルムアルデヒト	誘導体化-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	72 時間以内
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
34	鉄及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
35	銅及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
36	ナトリウム及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
37	マンガン及びその化合物	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
38	塩化物イオン	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法（陰ｲｵﾝ類）	24 時間以内
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法	2 週間以内
40	蒸発残留物	重量法	2 週間以内
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	72 時間以内
42	ジェオスミン	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	72 時間以内
43	2-メチルイソボルネオール	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法	72 時間以内
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法	72 時間以内
45	フェノール類	固相抽出-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法	72 時間以内
46	有機物（TOC）	全有機炭素計測定法	72 時間以内
47	PH 値	ガラス電極法	12 時間以内
48	味	官能法	12 時間以内
49	臭気	官能法	12 時間以内
50	色度	透過光測定法	12 時間以内
51	濁度	積分球式光電光度法	12 時間以内

＜試料の採取・運搬について＞

各採取地点での試料採取は「検査告示」に従って実施し、採取した試料は 10 度以下に保冷し運搬します。

(5) 水質検査を委託する当該委託内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の認定を受けた登録水質検査機関に委託します。委託については、精度と信頼性を考慮し下記の理由により決定します。

① 水道水質検査においてその精度と信頼性の保証は、極めて重要である。
その確保策として、ISO9000（品質保証に関する国際標準規格）・ISO/IEC17025（試験所についての国際標準規格）や日本水道協会が水道水の水質検査に特化した「水道水質検査優良試験所規範」（略称水道 GLP）などの導入があり、これらを取得している検査機関であること。

② 水質基準項目、水質管理目標設定項目全ての検査において、全ての項目が自社分析できる検査機関であること。

③ 臨時（緊急時）の水質検査において、少なくとも3日で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関であること。（全項目検査）

④ 検査される水質項目について、原則として基準値の1/10までの測定値が得られ、かつ基準値の1/10付近の濃度で変動係数が、有機物では20％以下、無機物では10％以下で測定することのできる検査機関であること。

また、水質検査業務の委託における精度と信頼性の確保の観点から、必要に応じて採取日時・検査員氏名等を示した資料、クロマトグラム・検量線データ等の提出を委託業者へ求める。

⑤ 内部及び外部において精度管理を実施している検査機関であること。

5　水質検査計画及び結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、鏡石町上下水道課では水質検査計画と水質検査結果を町ホームページで速やかに公表し、これらの事項につきまして町民の皆様からご意見を頂いて毎年度末に水質検査計画の見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指します。
お客様からの声や、水質検査結果を次年度からの維持・管理に反映させていくため次の図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。

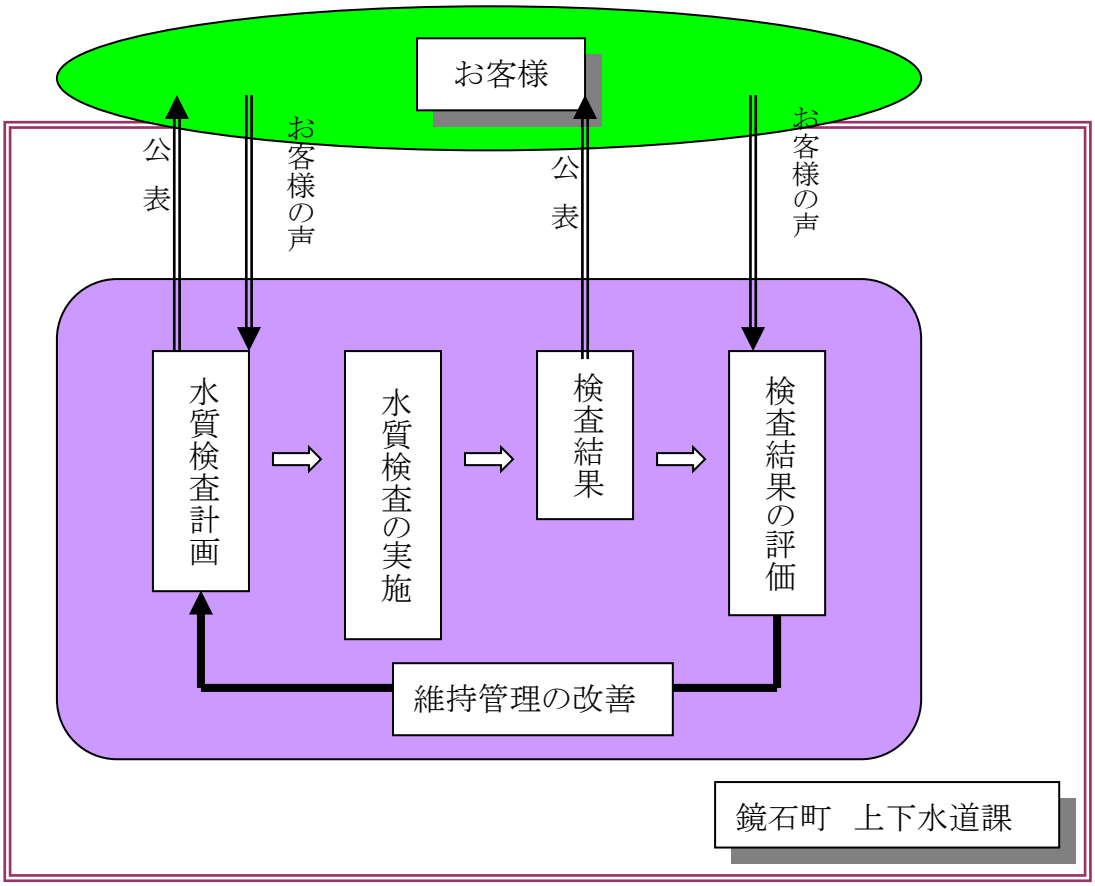

水質検査計画策定の概念図

6　関係者との連携

水質事故等が発生した場合には、福島県及び関係機関と連携を図りながら迅速かつ適切な対応をします。

連絡関係先

〇福島県　　県中保健所　衛生推進課　環境衛生チーム
福島県須賀川市旭町153－1
TEL　0248－75－7820

〇検査機関　　株式会社新環境分析センター　福島分析センター
福島県郡山市喜久田町卸1－104－1
TEL　024－959－1771

お問い合わせ先　　鏡石町　上下水道課
〒969-0404　福島県岩瀬郡鏡石町緑町 264
ＴＥＬ（0248）62－2348
ＦＡＸ（0248）62－7157

令和５年度　水質検査計画　（鏡石浄水場系）

番号	項　目　名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物		●			●			●			●	
4	水銀及びその化合物		●			●			●			●	
5	セレン及びその化合物		●			●			●			●	
6	鉛及びその化合物		●			●			●			●	
7	ヒ素及びその化合物		●			●			●			●	
8	六価クロム化合物		●			●			●			●	
9	亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
12	フッ素及びその化合物		●			●			●			●	
13	ホウ素及びその化合物		●			●			●			●	
14	四塩化炭素		●			●			●			●	
15	１，４－ジオキサン		●			●			●			●	
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン		●			●			●			●	
17	ジクロロエタン		●			●			●			●	
18	テトラクロロエチレン		●			●			●			●	
19	トリクロロエチレン		●			●			●			●	
20	ベンゼン		●			●			●			●	
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物		●			●			●			●	
33	アルミニウム及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
34	鉄及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
35	銅及びその化合物		●			●			●			●	
36	ナトリウム及びその化合物		●			●			●			●	
37	マンガン及びその化合物		●			●			●			●	
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●	
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤		●			●			●			●	
42	ジェオスミン		●			●			●			●	
43	２－メチルイソボルネオール		●			●			●			●	
44	非イオン界面活性剤		●			●			●			●	
45	フェノール類		●			●			●			●	
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		11	51	11	11	51	11	11	51	11	11	51	11

省略不可　９項目

消毒副生成物（4回／年）

令和５年度　水質検査計画　（桜岡浄水場系）

番号	項　目　名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物					●							
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
6	鉛及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
8	六価クロム化合物					●							
9	亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
12	フッ素及びその化合物		●			●			●			●	
13	ホウ素及びその化合物					●							
14	四塩化炭素					●							
15	１，４－ジオキサン					●							
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロエタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ベンゼン					●							
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物					●							
33	アルミニウム及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
34	鉄及びその化合物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
35	銅及びその化合物					●							
36	ナトリウム及びその化合物					●							
37	マンガン及びその化合物		●			●			●			●	
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					●							
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤					●							
42	ジェオスミン					●							
43	２－メチルイソボルネオール					●							
44	非イオン界面活性剤					●							
45	フェノール類					●							
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		11	28	11	11	51	11	11	28	11	11	28	11

省略不可　９項目

消毒副生成物（4回／年）

令和５年度　水質検査計画　（成田浄水場系）

番号	項　目　名	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物					●							
4	水銀及びその化合物					●							
5	セレン及びその化合物					●							
6	鉛及びその化合物					●							
7	ヒ素及びその化合物					●							
8	六価クロム化合物					●							
9	亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		●			●			●			●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		●			●			●			●	
12	フッ素及びその化合物					●							
13	ホウ素及びその化合物					●							
14	四塩化炭素					●							
15	１，４－ジオキサン					●							
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン					●							
17	ジクロロエタン					●							
18	テトラクロロエチレン					●							
19	トリクロロエチレン					●							
20	ベンゼン					●							
21	塩素酸		●			●			●			●	
22	クロロ酢酸		●			●			●			●	
23	クロロホルム		●			●			●			●	
24	ジクロロ酢酸		●			●			●			●	
25	ジブロモクロロメタン		●			●			●			●	
26	臭素酸		●			●			●			●	
27	総トリハロメタン		●			●			●			●	
28	トリクロロ酢酸		●			●			●			●	
29	ブロモジクロロメタン		●			●			●			●	
30	ブロモホルム		●			●			●			●	
31	ホルムアルデヒド		●			●			●			●	
32	亜鉛及びその化合物					●							
33	アルミニウム及びその化合物					●							
34	鉄及びその化合物					●							
35	銅及びその化合物					●							
36	ナトリウム及びその化合物					●							
37	マンガン及びその化合物					●							
38	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		●			●			●			●	
40	蒸発残留物		●			●			●			●	
41	陰イオン界面活性剤					●							
42	ジェオスミン					●							
43	２－メチルイソボルネオール					●							
44	非イオン界面活性剤					●							
45	フェノール類					●							
46	有機物（ＴＯＣ）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
47	ＰＨ値	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
48	味	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
49	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
50	色度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		9	25	9	9	51	9	9	25	9	9	25	9

省略不可　９項目

消毒副生成物（4回／年）

過去の検査結果（各年度の最大値）

旭町浄水系統

番号	項　　目　　名	水質基準値 mg／l	令和2年度	令和3年度	令和4年度	原水（2010年以降の検査結果による最大値）
1	一般細菌	100以下	0	0	0	9100
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.002	0.002	0.007
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.03	0.04	0.04	0.27
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.31	0.28	0.33	0.66
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1.4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6	0.11	0.09	0.10	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23	クロロホルム	0.06	0.018	0.013	0.015	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.005	0.003未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27	総トリハロメタン	0.1	0.020	0.015	0.16	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.013	0.01	0.007	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	0.002	0.002	
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.09	0.22	0.08	3.0
35	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	24	21	22	35
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.007	0.81
38	塩化物イオン	200	2.9	2.7	4.1	3.1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	17	18	15	46
40	蒸発残留物	500	170	160	170	210
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	TOC（有機物）	3	0.8	0.6	0.6	1.2
47	PH値	5.8～8.6	7.6	7.6	7.7	8.0
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	3.9	4.8	4.6	22
51	濁度	2度以下	0.3	0.4	0.2	1.9

過去の検査結果(各年度の最大値)

鏡石浄水系統

番号	項　目　名	水質基準値 mg／l	令和4年度	令和　年度	令和　年度	原水 (令和4年度以降)
1	一般細菌	100以下	0			2
2	大腸菌	不検出	検出しない			検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満			0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満			0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002			0.003
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.002未満			0.002未満
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満			0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.03			0.12
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.14			0.14
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1未満			0.1未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満			0.0002未満
15	1.4-ジオキサン	0.05	0.005未満			0.005未満
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満			0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満			0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満			0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満			0.001未満
20	ベンゼン	0.01	0.001未満			0.001未満
21	塩素酸	0.6	0.07			
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満			
23	クロロホルム	0.06	0.004			
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001未満			
26	臭素酸	0.01	0.001未満			
27	総トリハロメタン	0.1	0.004			
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003未満			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001			
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満			
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01未満			0.01未満
33	アルムニウム及びその化合物	0.2	0.05			0.02未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満			0.30
35	銅及びその化合物	1.0	0.01未満			0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	22			21
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満			0.15
38	塩化物イオン	200	4.6			1.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	18			26
40	蒸発残留物	500	150			160
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満			0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満			0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満			0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満			0.002未満
45	フェノール類	0.005	0.0005未満			0.0005未満
46	TOC(有機物)	3	0.3未満			0.3未満
47	PH値	5.8～8.6	7.6			7.5
48	味	異常なし	異常なし			異常なし
49	臭気	異常なし	異常なし			異常なし
50	色度	5度以下	0.8			2.2
51	濁度	2度以下	0.1未満			0.6

過去の検査結果(各年度の最大値)

桜岡浄水系統

番号	項　　目　　名	水質基準値 mg／l	令和2年度	令和3年度	令和4年度	原水（2010年以降の検査結果による最大値）
1	一般細菌	100以下	0	2	1	36
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	0.001	0.001	0.003
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.05	0.05	0.06	0.64
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.25	0.24	0.28	0.17
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1.4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6	0.12	0.11	0.14	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23	クロロホルム	0.06	0.014	0.011	0.011	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満	0.003	0.003	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27	総トリハロメタン	0.1	0.016	0.013	0.013	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.007	0.008	0.008	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002	0.002	0.002	
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.03
33	アルムニウム及びその化合物	0.2	0.12	0.04	0.12	0.02未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.20	0.13	0.13	0.34
35	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02
36	ナトリウム及びその化合物	200	24	23	24	29
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.006	0.17
38	塩化物イオン	200	4.6	3.7	5.5	2.7
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	13	15	15	20
40	蒸発残留物	500	170	160	160	200
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	TOC（有機物）	3	0.4	0.6	0.6	0.4
47	PH値	5.8～8.6	7.5	7.7	7.7	7.9
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	2.5	3.8	3.8	4.9
51	濁度	2度以下	0.2	0.2	0.2	0.9

過去の検査結果（各年度の最大値）

成田浄水系統

番号	項　　目　　名	水質基準値 mg／l	令和2年度	令和3年度	令和4年度	原水（2010年以降の検査結果による最大値）
1	一般細菌	100以下	0	1	1	24
2	大腸菌	不検出	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	0.002	0.002	0.002
8	六価クロム及びその化合物	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.62	0.59	0.59	0.79
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.1	0.09	0.12	0.12
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1.4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1.2-ジクロロエチレン及びトランス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6	0.06未満	0.06未満	0.06未満	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
23	クロロホルム	0.06	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満	0.003未満	0.003未満	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	0.003	0.003	
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
27	総トリハロメタン	0.1	0.007	0.006	0.005	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003未満	0.003未満	0.003未満	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.001未満	0.001未満	0.001未満	
30	ブロモホルム	0.09	0.003	0.003	0.002	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.03
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	1.0	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	200	17	18	17	19
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.009
38	塩化物イオン	200	5.5	5.6	5.5	6.2
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	72	74	70	81
40	蒸発残留物	500	220	200	210	210
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.005未満
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	TOC（有機物）	3	0.6	0.6	0.3未満	0.3
47	PH値	5.8～8.6	7.4	7.2	7.4	7.4
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.8	0.7	1	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1